

## 24 その他議会の活動に関すること

### 【24-1】議会による事務事業評価の実施状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	実施した
5万人未満 297	20 (6.7%)
5～10万人未満 237	21 (8.9%)
10～20万人未満 149	9 (6.0%)
20～30万人未満 47	2 (4.3%)
30～40万人未満 30	2 (6.7%)
40～50万人未満 20	1 (5.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	0 (0.0%)
全市 815	55 (6.7%)

### 【24-2】議員派遣(地方自治法第100条第13項)の事例(平均)

(令和4年1月1日～令和4年12月31日)

人口段階別	市内への議員派遣			市外への議員派遣		
	議会の議決による派遣件数	議長決裁による派遣件数	総件数	議会の議決による派遣件数	議長決裁による派遣件数	総件数
5万人未満 297	6.5	10.4	9.7	3.8	5.3	5.3
5～10万人未満 237	2.5	4.1	3.9	3.2	4.0	4.0
10～20万人未満 149	2.9	3.7	4.1	3.6	3.7	4.5
20～30万人未満 47	2.5	3.0	3.4	3.4	4.8	5.3
30～40万人未満 30	1.5	3.8	3.1	6.5	5.8	6.5
40～50万人未満 20	1.0	1.0	1.0	4.0	1.8	4.1
50万人以上 15	事例無	事例無	事例無	2.4	3.3	4.3
指定都市 20	6.0	2.0	5.0	3.4	10.3	9.1
全市 815	4.2	6.1	6.1	3.6	4.7	4.9

議員派遣件数が1件以上の市の平均をそれぞれ算出している。

8市でオンラインによる市内への議員派遣が実施され、37市でオンラインによる市外への議員派遣が実施された。

**【24-3】「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」(地方自治法第243条の2)の制定状況**

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 297	66 (22.2%)
5～10万人未満 237	45 (19.0%)
10～20万人未満 149	41 (27.5%)
20～30万人未満 47	11 (23.4%)
30～40万人未満 30	10 (33.3%)
40～50万人未満 20	10 (50.0%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	9 (45.0%)
全市 815	194 (23.8%)

**【24-4】「市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」の制定に関する監査委員の意見聴取方法**

(令和4年1月1日～令和4年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	監査委員からの 文書	本会議におけ る説明・質疑	委員会におけ る説明・質疑	その他
5万人未満 66	60 (90.9%)	5 (7.6%)	10 (15.2%)	1 (1.5%)
5～10万人未満 45	44 (97.8%)	3 (6.7%)	5 (11.1%)	0 (0.0%)
10～20万人未満 41	39 (95.1%)	4 (9.8%)	5 (12.2%)	0 (0.0%)
20～30万人未満 11	11 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30～40万人未満 10	10 (100.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
40～50万人未満 10	10 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
50万人以上 2	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
指定都市 9	9 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
全市 194	185 (95.4%)	13 (6.7%)	20 (10.3%)	1 (0.5%)

各割合は、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(地方自治法第243条の2)を制定している194市の人口段階別の市数を基準としている。

**【24-5】議会図書室における専任又は兼任の司書(司書有資格者)の配置状況**

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	配置している
5万人未満 297	1 (0.3%)
5～10万人未満 237	2 (0.8%)
10～20万人未満 149	1 (0.7%)
20～30万人未満 47	1 (2.1%)
30～40万人未満 30	0 (0.0%)
40～50万人未満 20	0 (0.0%)
50万人以上 15	0 (0.0%)
指定都市 20	10 (50.0%)
全市 815	15 (1.8%)

司書(司書有資格者)は正職員又は嘱託職員(会計年度任用職員)いずれの場合も含む。

**【24-6】議会図書室と公立図書館又は大学図書館等との連携状況**

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	連携している
5万人未満 297	13 (4.4%)
5～10万人未満 237	12 (5.1%)
10～20万人未満 149	17 (11.4%)
20～30万人未満 47	3 (6.4%)
30～40万人未満 30	5 (16.7%)
40～50万人未満 20	8 (40.0%)
50万人以上 15	3 (20.0%)
指定都市 20	15 (75.0%)
全市 815	76 (9.3%)

連携とは、図書の貸し出しやレファレンスサービス等を受けることが可能な状態のこと。

**【24-7】議会図書室の一般利用(地方自治法第100条第20項)の状況**

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	一般利用できる
5万人未満 297	172 (57.9%)
5～10万人未満 237	142 (59.9%)
10～20万人未満 149	120 (80.5%)
20～30万人未満 47	34 (72.3%)
30～40万人未満 30	21 (70.0%)
40～50万人未満 20	10 (50.0%)
50万人以上 15	8 (53.3%)
指定都市 20	18 (90.0%)
全市 815	525 (64.4%)

## 【24-8】議会独自の災害対応方針の制定状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 297	205 (69.0%)
5～10万人未満 237	192 (81.0%)
10～20万人未満 149	126 (84.6%)
20～30万人未満 47	41 (87.2%)
30～40万人未満 30	29 (96.7%)
40～50万人未満 20	17 (85.0%)
50万人以上 15	12 (80.0%)
指定都市 20	19 (95.0%)
全市 815	641 (78.7%)

明文化された申合せ、行動指針、対応マニュアル、議会災害対策本部設置要綱、BCP等議会としての災害時の対応方針の制定状況であり、執行機関で制定した災害時の対応方針に議会が含まれている場合は含めない。

## 【24-9】議会BCPの制定状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 205	68 (33.2%)
5～10万人未満 192	76 (39.6%)
10～20万人未満 126	52 (41.3%)
20～30万人未満 41	15 (36.6%)
30～40万人未満 29	17 (58.6%)
40～50万人未満 17	12 (70.6%)
50万人以上 12	6 (50.0%)
指定都市 19	6 (31.6%)
全市 641	252 (39.3%)

BCPとは「不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと」(内閣府発行『事業継続ガイドライン』より)。

各割合は、議会独自の災害対応方針を制定している641市の人口段階別の市数を基準としている。

## 【24-10】議会独自に制定した災害対応方針における感染症対応の規定状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	規定している
5万人未満 205	86 (42.0%)
5～10万人未満 192	75 (39.1%)
10～20万人未満 126	49 (38.9%)
20～30万人未満 41	15 (36.6%)
30～40万人未満 29	18 (62.1%)
40～50万人未満 17	11 (64.7%)
50万人以上 12	7 (58.3%)
指定都市 19	6 (31.6%)
全市 641	267 (41.7%)

災害の一例として感染症を追加しただけで、感染症に特化した対応を規定していない際は含めない。

各割合は、議会独自の災害対応方針を制定している641市の人口段階別の市数を基準としている。

## 【24-11】議会書式における押印廃止の状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	会議規則及び委員会条例等に基づく書式における押印を廃止した
5万人未満 297	202 (68.0%)
5～10万人未満 237	174 (73.4%)
10～20万人未満 149	115 (77.2%)
20～30万人未満 47	37 (78.7%)
30～40万人未満 30	25 (83.3%)
40～50万人未満 20	14 (70.0%)
50万人以上 15	7 (46.7%)
指定都市 20	18 (90.0%)
全市 815	592 (72.6%)

一部でも廃止した場合を含む。

## 【24-12】請願に係る会議規則(標準市議会会議規則第139条)の改正状況

(令和4年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	「押印」を「署名又は記名押印」に改めた	「押印」を削除した(署名又は押印を不要とした)	会議規則を改正していない(押印が必要)	その他
5万人未満 297	261 (87.9%)	1 (0.3%)	22 (7.4%)	13 (4.4%)
5～10万人未満 237	202 (85.2%)	4 (1.7%)	15 (6.3%)	16 (6.8%)
10～20万人未満 149	123 (82.6%)	5 (3.4%)	5 (3.4%)	16 (10.7%)
20～30万人未満 47	33 (70.2%)	1 (2.1%)	2 (4.3%)	11 (23.4%)
30～40万人未満 30	21 (70.0%)	2 (6.7%)	1 (3.3%)	6 (20.0%)
40～50万人未満 20	18 (90.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (10.0%)
50万人以上 15	8 (53.3%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	5 (33.3%)
指定都市 20	10 (50.0%)	2 (10.0%)	1 (5.0%)	7 (35.0%)
全市 815	676 (82.9%)	15 (1.8%)	48 (5.9%)	76 (9.3%)

その他は、標準市議会会議規則改正以前から「署名又は記名押印」等に改正済み。